

鉾田市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「鉾田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 関係機関(鉾田市通学路安全推進会議)

- ・ 鉾田市教育委員会教育部教育総務課
- ・ 鉾田市建設部道路建設課
- ・ 鉾田市総務部危機管理課
- ・ 鉾田警察署交通課
- ・ 国土交通省関東地方整備局
- ・ 茨城県鉾田工事事務所
- ・ 小・中学校

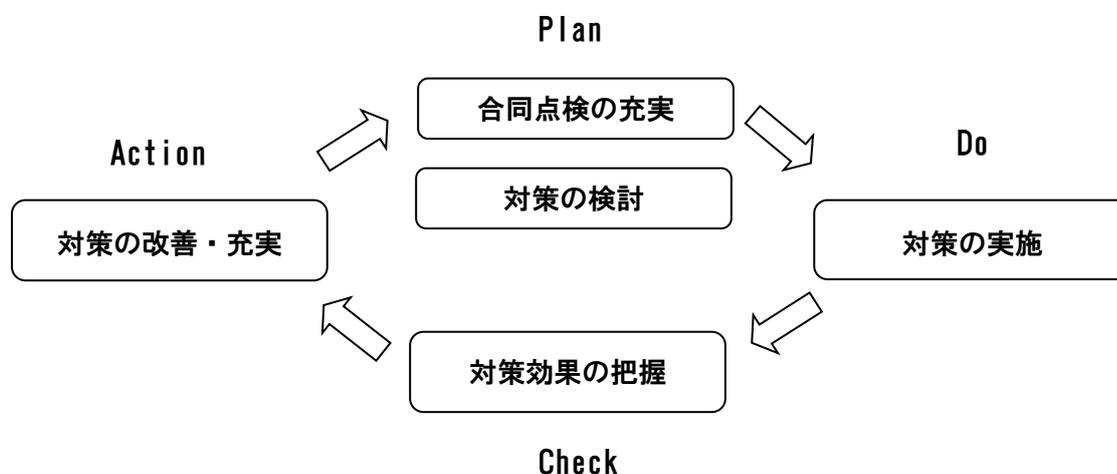
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

合同点検の実施時期等

市内の学校区について、毎年合同点検を実施します。

実施時期は、春の各学校の通学路点検が終わった後、それをもとに夏期に行います。

効率的・効果的に合同点検を行うため、銚田市通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

合同点検の体制

学校区ごとに、学校・道路管理者・警察・その他必要と思われる者が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策の実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図・箇所一覧表の公表

合同点検による点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【通学路における交通安全の確保の対策メニュー】

学校等	<ul style="list-style-type: none">・ 通学路の変更・ ボランティア等による見守り・ 交通安全指導（歩行の仕方等を指導）・ 広報啓発（交通ルールの遵守と交通マナーの向上等）・ 通学路交通安全アドバイザーの派遣・ その他（看板の設置、地権者等に協力を依頼）
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・ 歩道の整備（改修、新設）・ 道路、交差点改良（舗装工事、カラー舗装等を含む）・ 防護柵、ガードレール等の設置・ ポストコーン（ラバーポール）の設置・ カーブミラーの設置（鏡面清掃、角度調整を含む）・ 路面標示、外側線の設置（塗り直し等を含む）・ 除草、樹木の剪定・ その他（看板やのぼり旗の設置、側溝の蓋かけ、照明点検等）
警 察	<ul style="list-style-type: none">・ 信号機の設置（移設、変更を含む）・ 横断歩道の設置（塗り直しを含む）・ 交通規制（速度規制、通行禁止規制「ゾーン30」による規制）・ 路面標示（停止線等）、標識の設置・ 交通指導取締り・ 児童、生徒に対する交通安全教育・ パトロールの強化